

令和 3 年 第 8 回 岩 泉 町 議 会
臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (12月21日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開 会 の 宣 告	5
開 議 の 宣 告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
行政報告	5
報告第1号及び報告第2号の上程、報告	6
・報告第1号 町道メズクメ線舗装工事の請負変更契約締結の専決処分について	
て	
・報告第2号 町道唐地線橋梁上部工工事の請負変更契約締結の専決処分について	
て	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第8号)	
閉 会 の 宣 告	13
署 名	15

令和3年第8回岩泉町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 2 月 1 6 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 3 年 1 2 月 2 1 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 3 年 1 2 月 2 1 日 午 前 1 0 時 2 4 分				
出席及び欠席議員 出席 14人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 已	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 3 番	菊 地 弘 已	1 番	千 葉 泰 彦
	2 番	佐 藤 安 美		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	箱 石 良 彦	議 事 係 長	村 木 南 美
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職・氏 名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	佐々木 宏 幸
	教 育 長	三 上 潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木 重 光
	総 務 課 長	三 浦 英 二	政策推進課長	佐々木 真
	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 久 人	町 民 課 長	山 岸 知 成
	保健福祉課長	三 上 義 重	経済観光交流課長	馬 場 修
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	三 上 訓 一
	上下水道課長	佐 藤 哲 也	消防防災課長	和 山 勝 富
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和3年第8回岩泉町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和3年12月21日(火曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告第1号 町道メンスクメ線舗装工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第5 報告第2号 町道唐地線橋梁上部工工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第6 議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第8号)

閉会の宣告

◎開会の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまから令和3年第8回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野館泰喜君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、13番、菊地弘巳さん、1番、千葉泰彦さん、2番、佐藤安美さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（野館泰喜君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、12月21日、議会運営委員会で決定を見たものであります。本臨時会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎行政報告

○議長（野館泰喜君） 日程第3、行政報告を行います。

佐々木副町長、どうぞ。

〔副町長 佐々木宏幸君登壇〕

○副町長（佐々木宏幸君） これまで国、県に対し整備要望活動を続けてまいりました国道340号岩泉町側の未改良区間につきまして、このたび大きな前進がございましたので、ご報告申し上げます。

まず、去る12月4日に開催いたしました国道340号宮古岩泉間整備促進住民総決起大会におきましては、議会の皆様、町民の皆様から多数ご参加いただきましたことにつきまして、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、11月25日に岩手県のホームページにおきまして、令和3年度公共事業評価の実施状況が公表されました。その中におきまして、国道340号の浅内地区が今回の事前評価の対象となっております。内容につきましては、延長が1,400メートル、2車線道路で、期間が令和4年度から令和10年度までの7年間、総事業費が10億円とのことでございます。この総合評価におきまして、4段階のうちで最も上位の評価となり、そのコメントでは「事業の実施が妥当である」との報告がされました。

このことは、これまで議会の皆様、町民の皆様と一体となって強力に推し進めた要望活動の成果として大きな前進であり、未来に向けた明るい話題であるというふうに考えてございます。

今後におきましても、国道340号岩泉町側の未改良区間の早期事業化に向けた要望を続けてまいりますので、引き続き議会からの力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（野館泰喜君） これで行政報告を終わります。

◎報告第1号及び報告第2号の上程、報告

○議長（野館泰喜君） 日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号の報告を行います。

報告第1号 町道メンズクメ線舗装工事の請負変更契約締結の専決処分について及び報告第2号 町道唐地線橋梁上部工工事の請負変更契約締結の専決処分についてを順番に報告を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 報告第1号 町道メンズクメ線舗装工事の請負変更契約締結の専決処分について。

町道メンズクメ線舗装工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月21日、岩泉町長、中居健一。

次のページをお開き願います。専決処分書。町道メンズクメ線舗装工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年12月10日、岩泉町長、中居健一。

- 1、工事名、町道メンズクメ線舗装工事。
- 2、工事場所、岩泉町猿沢字外山地内。
- 3、契約金額、当初請負額1億10万円、変更請負額1億181万2,700円、変更による増額171万2,700円。
- 4、請負者、住所、田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社代表取締役、熊谷朋之。
- 5、変更理由、法面工の追加等による増でございます。

次のページに参考資料といたしまして、工事概要をおつけしてございます。

工期の変更はございません。

次に、報告第2号 町道唐地線橋梁上部工工事の請負変更契約締結の専決処分について。

町道唐地線橋梁上部工工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月21日、岩泉町長、中居健一。

次のページを御覧願います。専決処分書。町道唐地線橋梁上部工工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年12月10日、岩泉町長、中居健一。

- 1、工事名、町道唐地線橋梁上部工工事。

2、工事場所、岩泉町釜津田字唐地地内。

3、契約金額、当初請負額1億835万円、変更請負額1億587万9,400円、変更による減額247万600円。

4、請負者、住所、岩泉町門字中瀬51番地8、氏名、小野新建設株式会社代表取締役、小野友寛。

5、変更理由、路盤工面積の変更等による減でございます。

次のページに参考資料で、変更部分を記載いたしました工事概要をおつけしてございます。

工期の変更はございません。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野館泰喜君） これで報告第1号及び報告第2号の2件の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第6、議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）。

令和3年度岩泉町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億8,534万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月21日提出、岩泉町長、中居健一。

今回の補正予算でございます。子育て世帯臨時特別給付金につきまして、児童1人当たり一括で10万円を給付しようとするに伴う追加の補正を行うものでございます。この事業の概要につきましては、この後担当課のほうから説明を申し上げます。

それでは、歳出からご説明を申し上げますので、4ページをお開き願います。3款2項1目見

童福祉総務費、18節に子育て世帯臨時特別給付金5,150万円を計上してございます。

次に、歳入でございます。3ページをお開き願います。14款2項2目民生費国庫補助金におきまして、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金4,850万円を計上してございます。

次に、18款2項1目財政調整基金繰入金で300万円を計上してございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 次に、事業概要の説明を求めます。補正予算事業概要説明資料の1ページをお開きください。

三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） それでは、保健福祉課から今回補正予算をお願いしている事業につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

事業名は子育て世帯臨時特別給付金であります。これは、さきの第4回町議会定例会、12月7日開催の条例補正予算審査特別委員会の中でご審査いただいた議案第11号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）に係る事業等概要説明を行った子育て世帯臨時特別給付金につきまして、急遽ではありますが、増額補正をお願いするものであります。

事業実施主体、岩泉町。

事業の目的、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯支援のため、高校生までのお子さんがいらっしゃる世帯に対し臨時特別給付金を支給するものであり、ここまでは前回説明時と変更はございません。

事業の内容ですが、先ほど申し上げましたとおり、18歳以下のお子さんに対する10万円相当の給付につきましては、国が示していた現金5万円の先行給付と残り5万円相当のクーポン券給付の方法が、ちょうど1週間前、先週14日の国会審議、それを受けた翌15日の国からの通知によりまして、現金5万円ずつの2回交付あるいは現金10万円の一括給付が可能となったところであります。

このことから、本町としましても、給付を受ける方々のニーズ、クーポン券とした場合の効果等を勘案し、現金10万円の一括給付、特にも先行して年内支給としていた児童手当受給世帯の給付に間に合うよう、急遽増額補正予算をお願いし、準備を進めようとするものでございます。

また、町単独での事業費とはなりますが、町内全ての子育て世帯への支援とするため、支給対象者の所得制限も設けないこととしたいと考えており、その約15世帯、約30人分の対象者分も増

額補正させていただいております。

事業の内容の下線表示している部分が前回説明時と変更となっている部分でございまして、下線部括弧内が変更前の前回説明内容となっております。

1、支給対象者の部分では、養育する者に一定以上の所得がある場合は支給対象外としていたものを、所得制限は設けず、町内全ての子育て世帯への支援を行います。

2、給付金の額では、児童1人当たり5万円だったものを、分割せず1人当たり10万円の給付とします。

3、事業費につきましては、給付金の額が1人当たり5万円だったものが1人当たり10万円に、また支給対象者の所得制限撤廃により対象児童数が970人から30人増となる1,000人となり、(1)、給付金が5,150万円増の1億円となっております。(2)、事務費につきましては、変更がございませんでしたので、3、事業費は5,150万円増の1億30万7,000円となっております。

3、事業費につきましては、給付金の額が1人当たり5万円だったものが1人当たり10万円に、また支給対象者の所得制限撤廃により対象児童数が970人から30人増となる1,000人となり、(1)、給付金が5,150万円増の1億円となっております。

4、給付スケジュールにつきましては、(1)、(2)とも、通知、申請勧奨の日程を中旬としていたものを12月9日の実施日に変更記載しております。なお、さきの本制度通知は、対象者への個別通知送付や町ホームページ掲載及び1月1日号町広報に掲載準備しているところでございますが、今回の現金一括給付への変更につきましては、急遽の対応となったことから、議決いただいた後に年内給付の支給決定通知の際付記し、個別にお知らせを行い、また町ホームページやぴーちゃんねつとでも周知を行いたいと考えてございます。

本表下段の特記事項、事業費についてであります。国庫補助の子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金が財源となっており、本来10分の10の補助率であります。町独自の子育て世帯支援策とした支給対象者の所得制限撤廃によりまして、30人分、300万円が補助対象外となり、一般財源となっておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わりますが、先般12月定例会を終えたばかり、また年末押し迫った中での急遽補正予算のお願いとなりましたことを重ねておわび申し上げ、今回の補正の趣旨をご理解いただきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、先に歳出を一括、次に歳入を一括で質疑することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法は、先に歳出を一括、次に歳入を一括で質疑することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。4ページをお開きください。歳出一括での質疑です。質疑はありませんか。

3番、畠山昌典君さん。

○3番（畠山昌典君） この特別給付金、国の方針が二転三転する中で、早くにこの方針を示したことは非常にいいことだと思います。

そこで、1点確認ですけれども、この支給対象者で、前回養育する者に一定以上の所得がある場合は支給対象外としていたものを所得制限を設けないとした具体的な根拠をお示してください。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（三上義重君） さきの議会の中で、やはりそういったご質問ございまして、そのときは国のほうの制度に基づいて所得制限を設けることとしておりましたが、今回国のほうの方針転換がございまして、町の中でも、内部でも協議いたしまして、やはりメイン、目的のほうの子育て世帯の支援ということになりまして、そのためにも、そうなると所得制限は撤廃してもいいのではないかとということで、子育て世帯の支援をまず目指してということで、それで所得の制限のほうは解除してございます。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典君さん。

○3番（畠山昌典君） そこに関して反対を申し上げることは何もないのですが、この一般財源の300万円、これで足りるという試算で計上しているものなののでしょうか。そこをお示してください。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 30人の部分を今回所得制限を撤廃したことで見込んでございまして、実際のところ、15歳まで、児童手当を給付している15歳までのところで10世帯、21人が対象になってございます。その上の高校生の年代のところは申請をしていただく形になりますが、そのところを大体残り5世帯、9人ほど、ですのでトータルのところでは15世帯の30人で見込んで

いきたいと思っておりました。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） スピーディーな対応ありがとうございます。

1点お伺いしたいのは、これから生まれてくる子供たちというのもこの予算の中に入っているのかどうなのかというのをまずお尋ねします。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 対象のほうは、今年度末までに出生されたお子様も対象にしておりますので、そちらのほうも10世帯、10人ということで、一応予算のほうに見込んでございます。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 生まれてから支給するのか、支給時期についてはどういうふうに捉えればいいのでしょうか。生まれていない子供に対しても、全部28日に支払うことになるのか、それとも生まれてからなのかというところはいかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 12月28日の支給のところは、基準のほうは本年の9月分の児童手当支給対象者が基準になっています。ですので、この後生まれる方のほうは随時受付を行いながら、申請を受けて、そして給付決定をするというような感じになってございます。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） ないようですので、これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。3ページをお開きください。歳入一括の質疑であります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これで議案第1号の質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（野館泰喜君） 本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第8回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午前10時24分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

野 舘 泰 喜

署名議員

菊 地 弘 巳

署名議員

千 葉 泰 彦

署名議員

佐 藤 安 美
